



議案第十三号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を要する。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二第一項中「一〇フイル」を「五フイル」に改める。

第八十八条の四第一項は「一〇フイル」を「五フイル」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第三十条関係）」とし、同表中「一四〇円」を「二〇〇円」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第四十七条関係）」に改め、同表春蚕繭の項中「一三〇〇〇円」を「二二〇〇〇円」に、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の項中「一三〇〇〇円」を「一七〇〇〇円」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第七十一条関係）」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第七十三条関係）

家畜共済掛金率表

種	馬		牛					共済目的	
	一般馬	種雄馬	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛	肉用牛 その他 肉用牛	肥育牛	乳牛の種		共済掛金率 甲
							育成乳牛	成乳牛	
豚	八、八	八、三	三、四	一、九	〇、八	三、九	二、四	二、七	共済掛金率乙
	二、二	一、五	〇、七	〇、五	一、〇	一、四	〇、四	七、二	共済掛金率丙
	三、〇	二、〇	〇、五	〇、八	二、四	二、五	二、四	〇、二	死廃部分病傷部分
	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	
	〇、二	〇、二	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、三	〇、七	
	一	一	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七	
	一四、〇	一四、八	五、三	一三、三	四、三	七、九	五、三	一四、四	計
	二								

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第八十八条の十四関係）」に改める。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可があつた日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。